

佐久穂町 新型コロナウイルス感染症対策資金 概要

資金名	新型コロナウイルス感染症対策資金
	運転資金
貸付対象者	・ 中小企業者及び小規模事業者であって、現に町内において工場及び店舗を有し、原則として1年以上の操業又は販売の実績があり、町税を完納している者。 ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により緊急に事業資金を必要とする者。 ・ 信用保険法第2条第5項各号又は第6項に該当することについて町長の認定を受けた中小企業者又は小規模事業者とする。 ・ 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者。
貸付限度	1, 000万円
貸付利率	0. 8%
利子補給	新型コロナウイルス感染症対策資金の運転資金とし、令和3年度借入分を5年間に限り利子の全額を補給する。
貸付期間	10年以内 24月以内据置
	借換資金:町制度資金で償還が1年以上経過し、延滞が無いもの。ただし貸付限度とする。
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。
保証貸付	保証協会の保証貸付とする。
保証料	全額町が補填
申込書類	申込書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書（町民税）